

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

（再周知）

当給付金の申請期限は、「住民税均等割が非課税」の世帯は町が確認書を送付した日から3ヶ月間（確認書に記載）、「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）は令和4年9月30日までとなっています。まだ手続きがお済みでない方は、申請期限までに手続きをお済ませください。

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

徳之島町役場から
確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります
令和3年12月10日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。
中身を確認のうえ必要事項を記入し、
返信用封筒で返送してください。

**【申請期限】町が確認書を送付した日から
3ヶ月間（確認書に記載しています。）**

申請が必要です

申請期間：令和4年2月1日（火）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請書配布先】徳之島町税務課・
町公式ウェブサイト

